

# 第1章

## 総説



## 第1節 川口市の概要

川口市は平成30年4月1日に中核市に移行しました。

多くの事務権限が移譲され、これまで以上に迅速できめ細やかな行政サービスの提供が可能となりました。

環境保全関係では、浄化槽維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の助言・指導、浄化槽保守点検業者の登録などを所掌します。

### 1 位置

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接し、また県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。面積は61.95km<sup>2</sup>であり、市の大部分が、都心から10～20km圏内に含まれます。

川口市の位置



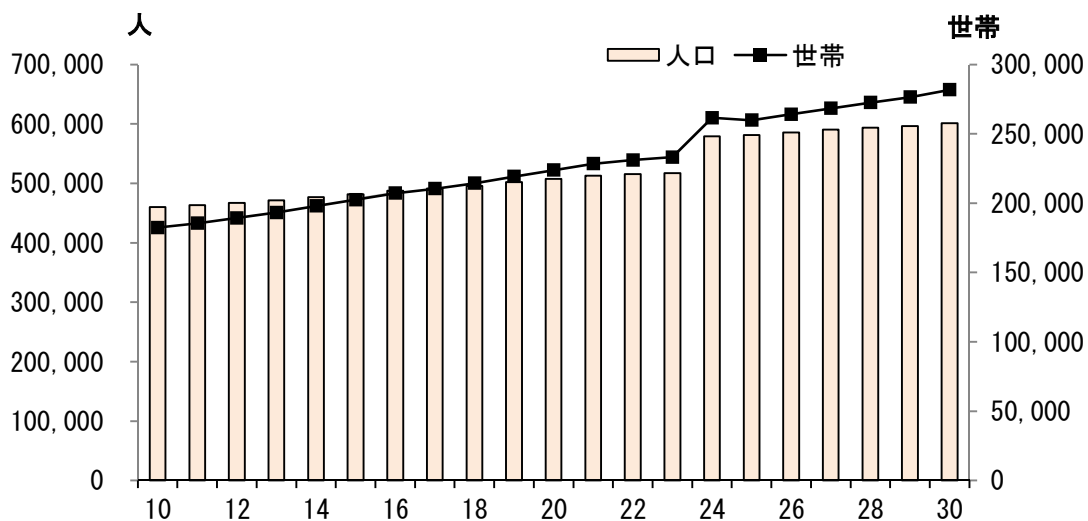
市役所の所在地

住所	川口市青木2丁目1番1号
経度	139度43分27秒
緯度	35度48分28秒

### 2 人口・世帯数の推移

平成23年10月11日の鳩ヶ谷市との合併を経て、平成30年4月1日現在、本市の人口は601,055人（住民基本台帳上の日本人及び外国人の数）であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな都市です。

人口・世帯数の推移

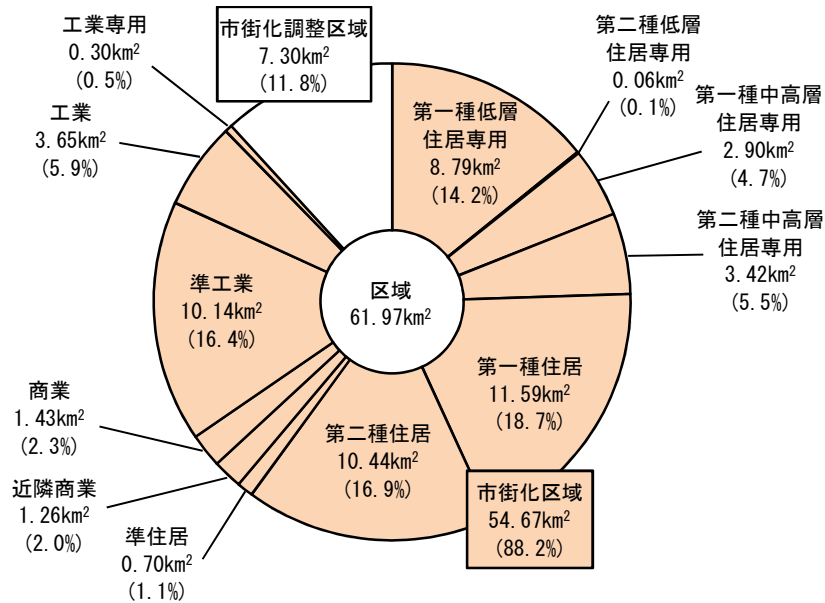


※ 人口・世帯数のグラフは各年の4月1日のデータに基づき作成

### 3 土地利用

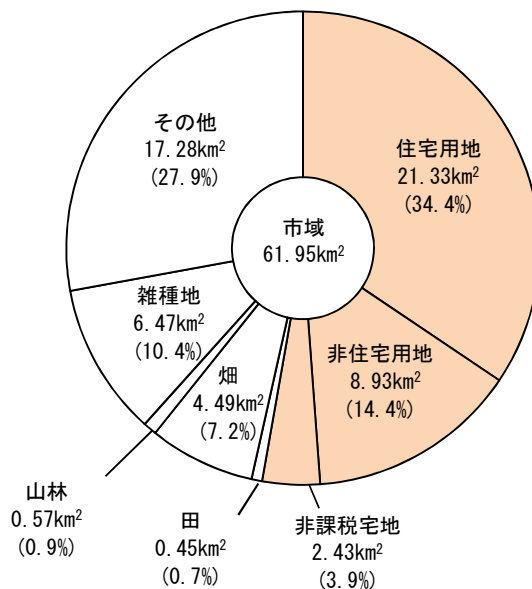
平成29年1月現在、川口都市計画区域について用途地域別に見ますと、市街化区域は54.67km<sup>2</sup>、市街化調整区域は7.30km<sup>2</sup>となっています。また、地目別に見ますと宅地が約5割です。

用途地域別面積  
(川口都市計画区域)



- ※ 用途地域別面積のグラフは平成29年1月1日現在のデータに基づき作成
- ※ 面積 (km<sup>2</sup>) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- ※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

地目別面積

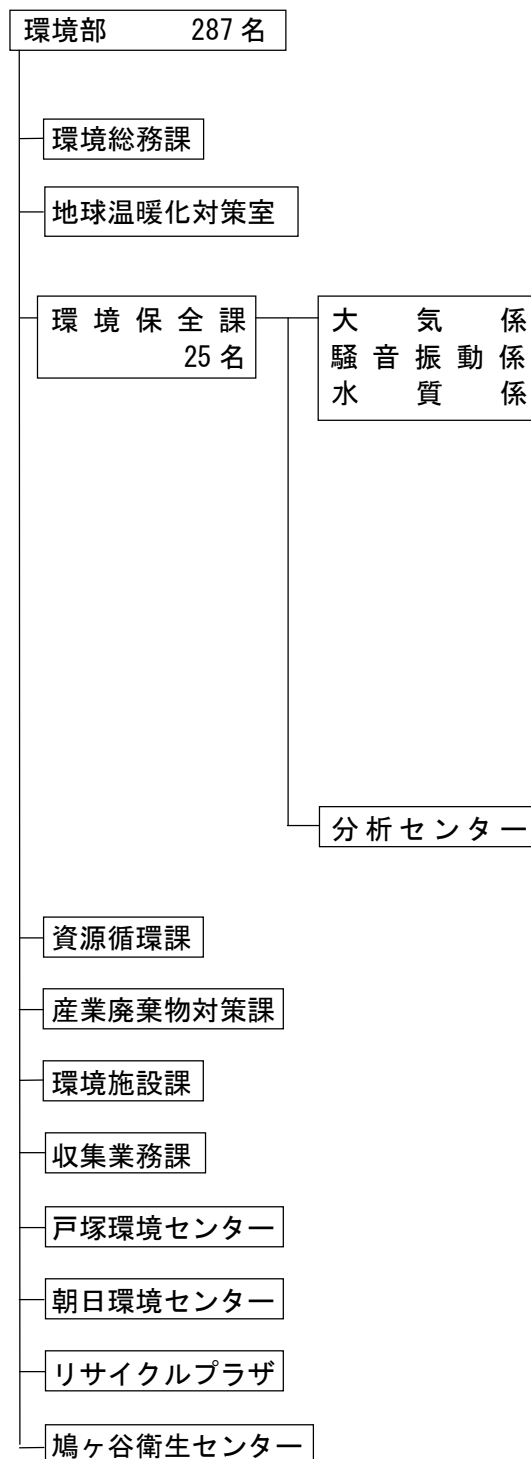


- ※ 地目別面積のグラフは、平成29年1月1日現在のデータに基づき作成
- ※ 面積 (km<sup>2</sup>) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- ※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある
- ※ 用途地域別面積と地目別面積は算定方法が異なるため、面積が一致しないことがある

## 4 行政機構及び事務分掌

(平成30年4月1日現在)

### 行政機構



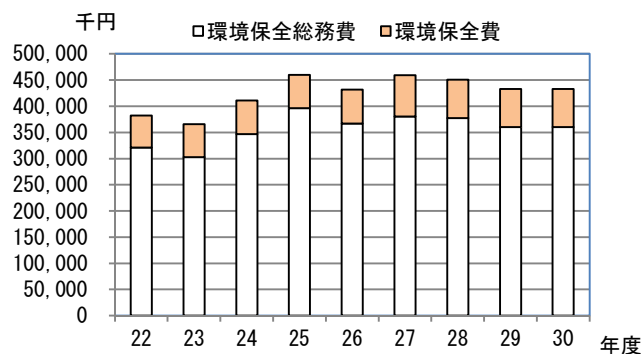
### 事務分掌

- ・廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- ・環境の保全に関すること。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- ・公害関係法令に基づく届出に関すること。
- ・騒音及び振動の調査測定に関すること。
- ・環境調査に関すること。
- ・浄化槽の保守点検及び清掃並びに届出等に関すること。
- ・あき地の環境保全に関すること。
- ・大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・有害大気汚染物質の調査測定に関すること。
- ・河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・事業所等の排水検査に関すること。
- ・土壌及び産業廃棄物等の分析測定に関すること。
- ・ダイオキシン類の調査測定に関すること。

## 5 行政の事業費内訳

本市の平成30年度当初の環境保全関係予算は432,831千円で、歳出科目は環境保全総務費と環境保全費となっています。環境保全総務費は人件費を含む総務関係経費で構成され、環境保全費は各種事業・調査・分析等の経費で構成されています。

### 当初予算額の推移



## 6 分析センター

本センターでは、「大気汚染防止法\*」、「水質汚濁防止法\*」、「ダイオキシン類対策特別措置法\*」に基づく常時監視\*に加え、各部局の依頼に基づく調査、分析を行っています。

所在地	川口市大字石神854番地の1 (石神配水場内)
建物概要	鉄筋・鉄骨コンクリート造 3階建て 延床面積 477.7m <sup>2</sup>
調査分析実績	1,905 検体 11,929 項目 (平成29年度)

## 第2節 環境問題の展開

### 1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が発生源となり、大気汚染\*、水質汚濁\*、騒音、振動、悪臭\*、地盤沈下\*、土壌汚染\*の「典型7公害」と呼ばれる、さまざまな公害問題を起こしてきました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により大幅に改善しています。その反面、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水\*による水質汚濁や近隣の騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や地球温暖化\*をはじめとする地球規模の環境問題が広がりを見せ、気候変動、食糧生産、生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

### 2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、主なものとして、地球温暖化\*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層\*の破壊・海洋汚染\*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料\*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物\*・硫黄酸化物等の排出、自然への影響を無視した開発や農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

### 3 環境問題への取り組み

地球温暖化\*やオゾン層\*の破壊等の地球環境問題は広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいえません。地球環境を保全していくには、広域的な対策から、一人ひとりのライフスタイル\*や事業者のビジネススタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じることが必要になってきました。

わが国では、平成5年11月に「環境基本法\*」が制定され、同法に基づき平成6年12月に「第一次環境基本計画\*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しながら、「経済」「国土」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

本市では、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例\*」を施行し、同条例に基づき、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3次川口市環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向けて、取り組みを行っています。

また、地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス\*の排出抑制）は重要なものとして位置づけられ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

本市は、首都圏にあって埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が市内を流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全や快適な都市環境の創造は、現在及び将来の世代のための重要な課題です。エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、これまで以上に、市民・事業者・市が協働して地域の環境問題に取り組んでいかななくてはなりません。